

新潟市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第 41 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を削る。

第 9 条各号列記以外の部分中「第 321 条の 8 第 27 項及び第 28 項」を「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」に、「及び第 3 項」を「若しくは第 3 項」に改め、「規則で定める様式による」，「（以下「納付書」という。）」及び「（以下「納入書」という。）」を削り，同条第 2 号中「，第 5 項又は第 24 項」を「又は第 19 項」に改め，同条第 3 号中「第 321 条の 8 第 27 項及び第 28 項」を「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」に改める。

第 17 条第 2 項中「前項の」を「前項に」に，「同項第 1 号の 2」を「同項第 2 号」に，「同項第 1 号の 3」を「同項第 3 号」に，「，同項第 2 号の均等割額の算定期間又は同項第 3 号」を「又は同項第 4 号」に改める。

第 29 条の次に次の 2 条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第 29 条の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに，法施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を經由して，市長に提出しなければならない。

（１） 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他法施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他法施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提出することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第29条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（

以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他法施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限る、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理された

とき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第43条第1項中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に改め、同条第3項中「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第4項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第23項」に改める。

第44条第2項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「）若しくは」を「）又は」に、「更生」を「更正」に改める。

第47条第1項中「と総称する」を「を総称する」に改め、同条第6項中「地方開発事業団」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の11」に改める。

第91条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

附則第15条の4第1項中「1,564円」を「2,190円」に改める。

附則第17条の3を次のように改める。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第17条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14

第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」

という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第17条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条の次に2条を加える改正規定及び第47条第7項の改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 平成23年1月1日

(2) 附則第17条の3の改正規定及び次条第4項の規定 平成25年1月1日

(3) 第47条第6項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成22年法律第 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第29条の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

3 平成23年中に新条例第29条の3第1項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

4 新条例附則第17条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 新条例第9条、第17条、第43条及び第44条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に解散（合併による解散を除く。）が行われる場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 施行日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 施行日前に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 465 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 88 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第 6 項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）附則第 39 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を施行日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

（1） 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1, 000 本につき 1, 320 円

（2） 新条例附則第 15 条の 4 第 1 項に規定する紙巻たばこ 1, 000 本につき 626 円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 27 号）別記第 2 号様式による申告書を施行日から起算して 1 月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 23 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。第 6 項において「法施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第9条、第90条第2項、第94条第4項及び第5項並びに第97条の規定を適用する。この場合において、新条例第9条中「第94条第1項若しくは第2項、」とあるのは「新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成22年新潟市条例第41号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。）附則第3条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第94条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第3項」と、新条例第90条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第2項」と、新条例第94条第4項中「法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と、新条例第97条第2項中「第94条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第95条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第94条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した法施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。